

いけぶち佐知子通信 未来にまっすぐ

2015年
No.2

〒565-0851
吹田市千里山西
5-2-5
アクネビル

四期目に取り組んだ

政策(課題)の評価

四年前の四月、皆様の信託を受け、四期目の当選を果たしました。そして、五月二十七日から四期目の任期が始まりました。

これまでの四年弱の間、議会質問、質疑を通じて、政策・施策・事業提案をし、実現してきました。

女性のチカラになります

○臨時雇用員募集時に、母子家庭の母の採用枠が設けられました。

「母子及び寡婦福祉法」第三条に、地方公共団体の「母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務」が書かれています。また、同法第二十九条で、地方公共団体は「就職を希望する母子家庭の母及び児童の雇用の促進を図るため、公共的施設における雇入れの促進等必要

な措置を講ずるように努める」と定められています。

吹田市には母子家庭の母の雇用促進の努力義務があることを根拠として、採用枠を求めました。

税金のムダ遣いを監視する

○行政委員の委員長交替月の報酬を日割り計算としました。

委員長は他の委員よりも報酬が高くなっています。今までは月の途中で委員長が変わっても、旧委員長にひと月分の委員長報酬額が支払われていました。重複して委員長報酬を支払うのは、ムダ遣いであると指摘しました。

○行政財産の目的外使用に際し、使用料を無償にしている場合においても使用者負担分の光熱水費を徴収させました。

小さな子ども許しません

○市営住宅に居住する高額所得者

に明渡請求をさせました。

市営住宅は「公営住宅法」第一条「住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃に賃貸し(後略)」にあるように、低額所得者のための住宅です。同法第二十九条第一項で高額所得者に対し「期限を定めて、当該公営住宅の明け渡しを請求することができる。」となっています。本来目的の低額所得者のための市営住宅にするため高額所得者への明渡請求を求めました。

本好きな子どもを増やしたい

○小中学校の学校図書館に読書活動支援者を増員配置、雇用期間延長するための予算を確保しました。いけぶちの目標は、すべての小中学校に学校司書を常駐配置する

ことです。しかし、教育委員会は、学校司書配置の重要性は認識しているが、予算が確保できないとしてきました。昨年九月定例会で議会は、読書活動支援者配置拡大のため補正予算修正をしました。

市民自治を目指します

○行政計画、行政資料を市のホームページで公開・公表し、市民が情報を入手しやすくなりました。

いけぶちは、市民が市政に意見し、提案し、そして参加できる吹田市にしたいと考えています。

そのためには、市民に市政情報が提供されなければなりません。市政情報は、もともと市民のための情報です。行政だけが独占するものではありません。



吹田市議会議員
いけぶち 佐知子
アカンもんはアカン!
未来にまっすぐ市政にまっすぐ
しっかり市民派、
ずっと無党派

議会改革は市民のために

昨年は、政務活動費の問題で明け暮れた感があります。吹田市議会で、も政務活動費をはじめ、様々な議会改革を協議し、実現してきました。

市民の方からは、議員による議会改革は、議会（議員）の自己満足、アリのイではないか、とみられがちですが、いけばちらは、議会改革は、市民のため

の改革でなければならぬと考え、日々邁進しています。

たとえば、議会質問の「一問一答方式」の導入は、それまでの一括質問一括答弁では、どの質問の答弁がどれなのか、市民にはわかりにくいという問題を解消するためです。

インターネット中継は、議会開催時間に傍聴に来られない方にも、インターネットを通じて、生で、録画で視聴していただくためです。

議会の審査や政策提案の能力向上に役立つよう、専門的知見の活用のための条例改正もしました。議会が力をつけて、市民のために働きたいの思いです。また、まだ実現していませんが、近いうちに議案や議案参考資料をインターネットでご覧いただけるようになる予定です。

議会



吹田市議会 議員 池 淵 佐 知 子
(議会事務局研究会会員)

吹田市議会では、市長の後援特別委員(当時)が代表を務める企業と協議を始めたこと是非を論議するため、一昨年十一月に調査特別委員会(以下、百条委員会)を組織し、地方自治法第100条に規定する調査権を行使し、調査を行った。調査の結果、調査報告書(案)を提出し、今年三月定例会において全会一致で可決し、百条委員会の活動を終了した。調査を通じて議会が法務能力を強化する必要性を感じたが、以下述べるように、調査報告書の全文は吹田市議会のホームページに掲載している。調査報告書は、議員と市民との関係ではない。また、議員と市民との関係ではないため、議会として法的公開を定めることはできない。以下、執行機関の責任の所在を調査した結果、吹田市議会から、市の顧問弁護士に法的助言やアドバイスを求めることはできないのは当然である。今回百条委員会の調査及び証人尋問、また報告書を出すに当たり、法的助言を依頼することを目的し、弁護士に契約した。しかし、百条委員会も議会でもなく市長と弁護士間の契約とならず、調査中のその内容が市報に掲載されたいないようにするため、契約書には記載しなかった。また、契約した弁護士には、百条委員会の法的助言を求めたこと、調査対象となる市長との契約を行うという前提で、理解していたことがあった。

弁護士を法律専門家として、議会の顧問として、調査報告書の全文を公開することは、議員と市民との関係ではない。また、議員と市民との関係ではないため、議会として法的公開を定めることはできない。以下、執行機関の責任の所在を調査した結果、吹田市議会から、市の顧問弁護士に法的助言やアドバイスを求めることはできないのは当然である。今回百条委員会の調査及び証人尋問、また報告書を出すに当たり、法的助言を依頼することを目的し、弁護士に契約した。しかし、百条委員会も議会でもなく市長と弁護士間の契約とならず、調査中のその内容が市報に掲載されたいないようにするために、契約書には記載しなかった。また、契約した弁護士には、百条委員会の法的助言を求めたこと、調査対象となる市長との契約を行うという前提で、理解していたことがあった。

議会の法務能力の強化をめざして

これらの経験をもとに、議会が法務能力を高め、発揮するためには、どうすればよいかを考察した。

執行機関の法務担当職員と議会事務局の法務担当職員として連携を図る必要がある。また、本日も執行機関と行政委員会事務局との連携の重要性も高い。

ただし、今回の百条委員会のよう、議会が執行機関を調査する議会、事務局が調査した議員は執行機関の板挟みになる。議会事務局として業務を行うことは、本日は可能である。

地方自治法第100条(二)に基づき、調査した結果、

弁護士を法律専門家として、議会の顧問として、調査報告書の全文を公開することは、議員と市民との関係ではない。また、議員と市民との関係ではないため、議会として法的公開を定めることはできない。以下、執行機関の責任の所在を調査した結果、吹田市議会から、市の顧問弁護士に法的助言やアドバイスを求めることはできないのは当然である。今回百条委員会の調査及び証人尋問、また報告書を出すに当たり、法的助言を依頼することを目的し、弁護士に契約した。しかし、百条委員会も議会でもなく市長と弁護士間の契約とならず、調査中のその内容が市報に掲載されたいないようにするために、契約書には記載しなかった。また、契約した弁護士には、百条委員会の法的助言を求めたこと、調査対象となる市長との契約を行うという前提で、理解していたことがあった。

メールでお知らせします/お知らせください

ご希望の方には、いけばち佐知子・事務所から市政・議会情報や応援団イベント情報を直接お知らせします。事務所メールアドレスに「お名前」「ご住所」「メールアドレス(携帯アドレスも可)」「メール送信希望」とお書きの上、送信してください。

市政や議会に対するご意見、ご提案、ご相談をメールでお寄せください。「お名前」「ご住所」「内容」をお書きの上、送信してください。

メール宛先はこちらです・・・⇒ ikebuchi@office.email.ne.jp

今任期最後の3月定例会は3月3日(火)から開催し、最終日は25日(水)までです。

いけばち佐知子事務所
吹田市千里山西5-2-5

平日 10時～15時 OPEN

P R O F I L E

- 1957年/和歌山県生まれ。
- 1979年/大阪大学薬学部卒業。薬剤師免許取得。
- 1994年/吹田市立女性センターに就職。地域の開発問題をきっかけに政治に関心を持つ。
- 1999年/市民のための市政を求めて立候補し、当選。現在4期目。

子育て・教育、福祉、環境、まちづくりの市民活動にかかわる。百条委員会委員(2012～13年度)、吹田市監査委員(2013年度)、議会事務局研究会会員。「女性を議会に無党派・市民派ネットワーク」運営スタッフ。



しっかり市民派、
ずっと無党派

FaceBook <https://www.facebook.com/sachiko.ikebuchi>
Twitter <https://twitter.com/lkebuchiSachiko>